6東彼杵町告示第13号

東彼杵町施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和6年1月25日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

(趣旨)

第1条 本補助金は、世界的なエネルギー需要の高まりや、為替の影響などによる原油 価格の高騰により施設園芸及び荒茶製造に必要な燃油経費が増大したことで、経営の継続が懸念される農家に対し、予算の範囲内において、東彼杵町施設園芸等農家燃油 価格高騰対策緊急支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、当該補助金の交付については、東彼杵町補助金等交付規則(平成16年規則第22号。以下「規則」)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 施設園芸等農業 温室、ビニールハウスその他これらに類する施設(以下「園芸用施設」という。)を利用して野菜、花き、果樹その他の園芸作物を生産または、茶園において生葉を生産し、荒茶製造工場を利用して荒茶を生産することをいう。
 - (2) 施設園芸等農家 町内で施設園芸等農業を営む個人事業主又は法人であって、町内に住所を有するものをいう。
 - (3) 加温用等燃料 園芸用施設の加温又は荒茶製造のために使用する燃料をいう。
 - (4) 町税 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をいう。

(補助対象燃料)

第3条 補助対象となる燃料(以下「補助対象燃料」という。)は、園芸用施設の加温用等燃料で、令和5年度産の農産物を生産するために使用し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに購入したA重油、灯油及びガスとする。

(補助対象者)

- 第4条 補助対象者は、次の全ての要件に該当する施設園芸等農家とする。
 - (1) 生産した園芸作物又は茶の販売実績があること。
- (2) 令和6年度以降も引き続き施設園芸等農業に取り組む意欲があること。
- (3)補助申請時において町税の滯納がないこと。
- (4) 東彼杵町暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団 及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 補助申請時において、申請する作目ごとに国の施設園芸セーフティネット構築事業 または茶セーフティネット構築事業に加入していない場合は、令和6事業年度におい て加入すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象燃料1L(ガスの場合は1kg) 当たり10円とする。 ただし、1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東彼杵町施設 園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「申 請書」という。)に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(審査等)

- 第7条 町長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査する とともに、必要に応じて現地調査その他の調査を行うものとする。
- 2 町長は、前項の規定による審査及び調査に基づき、補助金交付の可否を決定するものとし、交付を決定したときは東彼杵町施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)を、不交付を決定したときは東彼杵町施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の返還を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和6年1月25日から施行し、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、失効前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

東彼杵町長 様

(申請者)		
住 所		
申請者名		
電話番号		

東彼杵町施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付申請書 兼 (概算払)請求書

東彼杵町施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規 定により、下記のとおり補助金の交付を申請しますので、指定する口座へ振込みをお 願いします。

記

交付申請	(請求)	金額	 円	j

	金融機関名:				
	店名:				
振込先	口座番号:		種別	□普通 □当座 □その他()
	口座名義	フリガナ			

【添付書類】

- □別紙1「交付申請内訳書」
 - □令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間で購入した加温用等燃料 (A 重油・灯油・ガス)の購入状況(申請額の根拠)が確認できる書類
 - ※国における施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱に基づく施設 園芸セーフティネット構築事業または茶セーフティネット構築事業の加入者にあっては、当該事業実績を示す書類をもって代えることができる。
 - ※概算払請求を行う場合、国における施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金 交付等要綱に基づく施設園芸セーフティネット構築事業または茶セーフティネッ ト構築事業の加入者にあっては、当該事業における予定数量、それ以外の者にあっては、対象期間における購入予定数量をもって申請及び概算払請求を行うことができる。
 - □振込先の通帳の写し
 - □別紙2「誓約書及び同意書」

交付申請内訳書

申請者名	

□加温用等燃料計算書(記入欄が不足する場合は用紙を追加してください。)

番号	·購入年月日	種類	購入量
1			
		小計 1	

番号	・購入年月日	種類	購入量
		小計 2	

小計1_	リットル (または kg)_	
小計 2_	リットル (または kg)_	
合計 _	<u>リットル(または kg)</u> ×10 円 ≒ <u>円</u>	
申請	類 円 (1,000円未満は切捨て)_	

○対象は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間で、園芸用施設の加温 用又は荒茶製造用に購入したA重油、灯油、ガス

(例:令和5年12月1日に灯油1,000 リットル購入し、園芸用に900 リットル、家庭用に100 リットルを使った場合、申請量は園芸に使用した900 リットルまで)

○燃料購入の証明書類(領収書写し等)を裏面に貼り付け、番号を振ってください。

□加温用等燃料購入量の証明書類(領収書写し等)貼付欄 ○燃料種別、購入量、購入年月日、購入者及び販売者が見えるように貼り付け、表 の番号を振ること(1枚で収まらない場合は用紙を追加してください。)。

」振込先の 貼付欄)通帳の写し(表 (別途添付して		

誓約書及び同意書

- 1 私は、東彼杵町施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金の申請に 当たり、補助金交付要綱第4条に規定する次の要件に該当する施設園芸農家等の 経営者であることを誓約します。
- (1) 生産した園芸作物又は茶の販売実績があること。
- (2) 令和6年度以降も引き続き施設園芸等農業に取り組む意欲があること。
- (3)補助申請時において町税の滯納がないこと。
- (4) 東彼杵町暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第1号に規定する 暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 補助金交付申請の審査に当たり、町が世帯の状況、農業所得申告の状況、町税等の納付状況その他必要な事項について調査を行うことに承諾し、協力します。
- 3 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還します。
- 4 国における施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱に基づく施設 園芸セーフティネット構築事業または茶セーフティネット構築事業の加入者にあ っては、当該事業にかかる情報を長崎県央農業協同組合または長崎県が東彼杵町 に提供することに同意します。
- 5 国における施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱に基づく施設 園芸セーフティネット構築事業または茶セーフティネット構築事業に加入してい ない場合は、令和6事業年度に加入することを誓約します。

年 月 日

東彼杵町長 様

申請者	(署名)	

東彼農第 号 年 月 日

様

東彼杵町長

東彼杵町施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付で補助金交付申請のあった件について、下記のとおり補助金の交付決定及び補助金の額を確定したので、東彼杵町施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付申請額 円
- 2 補助金の交付決定及び確定額 円
- 3 申請額と確定額に相違がある場合の理由等:

様式第2号(第7条関係)

東彼農第 号 年 月 日

様

東彼杵町長

東彼杵町施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で補助金交付申請のあった件について、次のとおり補助金の不交付決定をしたので、東彼杵町施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由等: